

○前書き

- ・水産基本計画の栽培漁業に関する記述を引用している箇所について、次期水産基本計画における栽培漁業の記述を追加
- ・国立研究開発法人水産総合研究センターの名称を現在の国立研究開発法人水産研究・教育機構に変更

○「第1 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標」

- ・(10)東日本大震災からの復興
「被災県における放流用種苗生産については、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。」という記述を唯一被災前の水準まで回復していない福島県の放流用種苗生産について、回復の目標時期を定める記述に変更